



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
第 13139号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

救急病院の認定	(一三三・	医務課	二
佐賀県企業立地促進特区の区域の指定	(一三三・	企業立地課	二
道路の区域の変更	(一一四・	道路課	二
道路の供用開始	(一一五・		二
道路の区域の変更	(一一六・		二
道路の供用開始	(一一七・		二
道路の区域の変更	(一一八・		三
道路の供用開始	(一一九・		三
道路の区域の変更	(一二〇・		四
道路の供用開始	(一二一・		四
道路の区域の変更	(一二二・		四
道路の供用開始	(一二三・		四
道路の区域の変更	(一二四・		五
道路の供用開始	(一二五・		五
道路の区域の変更	(一二六・		五
道路の供用開始	(一二七・		六
道路の区域の変更	(一二八・		六
道路の供用開始	(一二九・		六
道路の区域の変更	(一三〇・		七
道路の供用開始	(一三一・		七
道路の区域の変更	(一三二・		七
道路の供用開始	(一三三・		七
道路の区域の変更	(一三四・		七
道路の供用開始	(一三五・		七
道路の区域の変更	(一三六・		七
道路の供用開始	(一三七・		七
道路の区域の変更	(一三八・		七
道路の供用開始	(一三九・		七
道路の区域の変更	(一四〇・		七
道路の供用開始	(一四一・		七
道路の区域の変更	(一四二・		七

道路の区域の変更	(一四三・		八
道路の供用開始	(一四四・		八
道路の区域の変更	(一四五・		八
道路の供用開始	(一四六・		八
道路の区域の変更	(一四七・		九
道路の供用開始	(一四八・		九
道路の区域の変更	(一四九・		九
道路の供用開始	(一五〇・		九
道路の区域の変更	(一五一・		九
道路の供用開始	(一五二・		九
道路の区域の変更	(一五三・		九
道路の供用開始	(一五四・		九
道路の区域の変更	(一五五・		九
道路の供用開始	(一五六・		九
道路の区域の変更	(一五七・		九
道路の供用開始	(一五八・		九
道路の区域の変更	(一五九・		九

公告

大気常時監視テレメータシステムの購入に係る一般競争入札
 鹿島市土地改良区営土地改良事業計画変更決定
 (環境センター) 四
 (農地整備課) 六

選挙管理委員会事項

◎ 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 (告示) 一一一 六
 公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設の廃止
 () 一一二 七

●佐賀県告示第百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	内科系、外科系、小児科系

○ 告 示

●佐賀県告示第百二十三号

佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成十七年佐賀県条例第四十二号）第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

区域	指定年月日
神埼市	平成二十一年三月二十五日

●佐賀県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区 間	変更前の後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 佐賀川副線	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地从先から佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四五八番六地先まで	前 後	二〇・一 七・四	四五三・二

●佐賀県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区 間	変更前の後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 市武神埼線	神埼郡吉野ヶ里町箱川字井樋口一八六五番一地从先から神埼郡吉野ヶ里町箱川字五の坪二三四二番一地从先まで	前 後	二四・九 七・九	六九八・五 六九六・五

●佐賀県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 市武神埼線	神埼郡吉野ヶ里町箱川字井樋口一八六五番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町箱川字五の坪三三四一番一地先まで	平成二一・三・三一

◎佐賀県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬 谷国有林一三林班よ小班から 神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬 谷国有林一〇林班ろ小班まで	後 一七・五 六・八	
	神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬 谷国有林一三林班よ小班から 神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬 谷国有林一〇林班ろ小班まで	前 一〇・五 四・二	
		幅員	延長
		メートル	メートル
		三七一・五	三七四・四

◎佐賀県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬谷国有林一三林班よ小班から 神埼郡吉野ヶ里町松隈松隈九瀬谷国有林一〇林班ろ小班まで	平成二一・三・三一

◎佐賀県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	
県道 北茂安 三田川線	三養基郡みやき町大字東尾字二 本杉一〇九番八地先から 三養基郡みやき町大字東尾字一 本松二二九五番八地先まで	後 一六・四 九・一	
	三養基郡みやき町大字東尾字二 本杉一〇九番八地先から 三養基郡みやき町大字東尾字一 本松二二九五番八地先まで	前 二〇五・九	
		幅員	延長
		メートル	メートル
		二〇五・九	

三養基郡みやき町大字東尾字一本杉一〇九番八地先から 三養基郡みやき町大字東尾字一本松二二九五番八地先まで	前	一五・七 九・一	二〇五・八
---	---	-------------	-------

●佐賀県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安 三田川線	三養基郡みやき町大字東尾字一本杉一〇九番八地先から 三養基郡みやき町大字東尾字一本松二二九五番八地先まで	平成二・三・三二

●佐賀県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	
		変更前後の別	幅員 メートル
県道 北茂安 三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈字五本黒木六五二番三地先から 三養基郡みやき町大字中津隈字三本黒木四四番三地先まで	前	七・八
		後	八・七 七・八
			延 メートル
			一七五・四

●佐賀県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安 三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈字五本黒木六五二番三地先から 三養基郡みやき町大字中津隈字三本黒木四四番三地先まで	平成二・三・三二

●佐賀県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一、二地先から三養基郡上峰町大字坊所字一本松一九五番一、二地先まで	後	二二・六 一・三
	三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一、二地先から三養基郡上峰町大字坊所字一本松一九五番一、二地先まで	前	二二・〇 一・八
			延長メートル
			四三・四
			四三・五

●佐賀県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の期日	
	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字坊所字上坊所四一二番一、二地先から三養基郡上峰町大字坊所字一本松一九五番一、二地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁字皿山三九四九番一、二地先から三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原四〇二七番一、二地先まで	後	一四・七 七・五
	三養基郡みやき町大字白壁字皿山三九四九番一、二地先から三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原四〇二七番一、二地先まで	前	一四・八 七・七
			延長メートル
			二〇二・八
			二〇二・三

●佐賀県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁字皿山三九四九番一地 先から 三養基郡みやき町大字白壁字一ノ原四〇二七番一 地先まで	平成二一・三・三二

●佐賀県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員メートル
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字長倉字神屋 一一九三番五地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲ サ一一九八番四地先まで	後	四一・三 一五・六 一一・七 六・九
	東松浦郡玄海町大字長倉字神屋 一一九三番二地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲ サ一一三〇番四地先まで	前	一一・七 六・九
			延長 メートル
			二四〇・〇 一〇八・三 一七五・二

●佐賀県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員メートル
県道 山崎町切線	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地先から 唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	後	一一三・九 六・三
	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地先から 唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	前	一一三・三 七・七 一三・九 六・三
			延長 メートル
			一〇二・六 一一〇・〇 一〇二・六

●佐賀県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧

に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道路の区域		
		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字一ノ角二三番 一地从先から	後	三七・〇	七四一・六
	伊万里市木須町字清水浦五五〇 五番地先まで	前	一三・三	
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字一ノ角二三番 一地从先から	後	三〇・〇	七五二・九
	伊万里市木須町字清水浦五五〇 五番地先まで	前	七・五	

●佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字一ノ角二三番一地从先から 伊万里市木須町字清水浦五五〇五番地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道路の区域		
		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市山代町久原字大波瀬四 〇七二番五地先から	後	二二・九	四〇七・一
	伊万里市山代町久原字浜嶋五一 二〇番地先まで	前	九・三	
一般国道 二〇四号	伊万里市山代町久原字大波瀬四 〇七二番五地先から	後	一九・三	四〇七・一
	伊万里市山代町久原字浜嶋五一 二〇番地先まで	前	七・二	

●佐賀県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市山代町久原字大波瀬四〇七二番五地先から 伊万里市山代町久原字浜嶋五二二〇番地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 稗木場有田線	西松浦郡有田町戸杓字赤松丙二番八地先から	西松浦郡有田町戸杓字赤松丙七二番一地先まで	後	五六・五 一・一	九三一・〇
	西松浦郡有田町戸杓字赤松丙七二番一地先まで	西松浦郡有田町戸杓字善門谷乙三二〇五番一地先から	前	一六・八 六・〇	八二四・三
	西松浦郡有田町戸杓字善門谷乙三二〇五番一地先から	西松浦郡有田町戸杓字戸杓丙五五九番三地先まで		四一・三 一一・七	九五九・四

●佐賀県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 稗木場有田線	西松浦郡有田町戸杓字赤松丙二番八地先から 西松浦郡有田町戸杓字赤松丙七二番一地先まで 西松浦郡有田町戸杓字善門谷乙三二〇五番一地先から 西松浦郡有田町戸杓字戸杓丙五五九番三地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 大木有田線	西松浦郡有田町大木宿字整地乙八四三番六〇地先から 西松浦郡有田町大木宿字整地乙八〇五番一地先まで	後	二四・五 一三・八	四一六・〇
	西松浦郡有田町大木宿字整地乙八四三番六〇地先から 西松浦郡有田町大木宿字整地乙八〇五番一地先まで	前	一八・九 一三・五	四一六・七

●佐賀県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木有田線	西松浦郡有田町大木宿字整地乙八四三番六〇地先から 西松浦郡有田町大木宿字整地乙八〇五番一地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 山谷大木線	西松浦郡有田町岳字御手木乙三五四〇番一地先から 西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙一三九六番一地先まで	後	四三・六 九・五	七七九・六
	西松浦郡有田町岳字御手木乙三五四〇番一地先から 西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙一三九六番一地先まで	前	一四・八 七・七	九七四・三

●佐賀県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山谷大木線	西松浦郡有田町岳字御手木乙三五四〇番一地先から 西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙一三九六番一地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の通り道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字五本松籠二八二番三地先から杵島郡白石町大字坂田字五本松籠三三三番一地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	変更後の別
一般国道二〇七号	区間	幅員
	延長	メートル
	杵島郡白石町大字深浦字三本杉一六六番二地先から杵島郡白石町大字深浦字浄光掬四八六番一地先まで	三・八・七 一・六・五
	後	一九〇・九

●佐賀県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二〇七号	杵島郡白石町大字深浦字三本杉一六六番二地先から杵島郡白石町大字深浦字浄光掬四八六番一地先まで	平成二一・三・三一
一般国道四四四号	杵島郡白石町大字深浦字竜王東平八五六番三地先から杵島郡白石町大字牛屋字明治掬七八五一番四地先まで	平成二一・三・三一

●佐賀県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四四四号	杵島郡白石町大字深浦字竜王東平八五六番三地先から杵島郡白石町大字牛屋字明治掬七八五一番四地先まで	平成二一・三・三一

◎佐賀県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別		幅員		延長	
		前	後	メートル	メートル	メートル	メートル
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本杉一六八番五地先まで	前	一九・四	四一・六	一九八・六		
		後	一〇・六	一一・二			
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字深浦字三本杉一三二番一八地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川一五二三番二地先まで	前	四四・五	二五・八	六、〇〇八・九		
		後	七・六	四・〇			
県道 久間白石線	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六三七番地先から 杵島郡白石町大字湯崎字小島六七四番一地先まで	前	三四・八	二五・八	四、八八四・七		
		後	九・七	九・七	九三六・〇		

◎佐賀県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本杉一二二〇番一地先から 杵島郡白石町大字深浦字三本杉一六八番五地先まで	平成二一・三・三一
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字深浦字三本杉一三二番一八地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川一五二三番二地先まで	"
県道 久間白石線	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六三七番地先から 杵島郡白石町大字湯崎字小島六七四番一地先まで	"

◎佐賀県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		区 間		変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
県道 武雄多久線		武雄市武雄町大字武雄字永松五 八四〇番一地从先から 武雄市朝日町大字甘久字田崎四 五六番三地从先まで		後	二一・五 七・九	二、五〇二・〇
県道 武雄塩田線		武雄市朝日町大字甘久字田崎四 五五番一地从先から 武雄市武雄町大字富岡字サキ田 七八三四番六地从先まで		前	一五・五 八・二	一、八一六・七

●佐賀県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		区 間		変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
県道 武雄伊万里線		武雄市武雄町大字武雄字永松五 八四〇番一地从先から 武雄市武雄町大字富岡字明音谷 一〇一五八番一地从先まで		後	三〇・〇 一一・九	一、七八七・八
県道 武雄温泉線		武雄市武雄町大字武雄字柄崎七 四一二番二地从先から 武雄市武雄町大字富岡字サキ田 七八一五番四地从先まで		後	二〇・九 七・九	三三八・〇
県道 中野武雄線		武雄市武雄町大字富岡字山下一 一五二二番四地从先から 武雄市武雄町大字武雄字永松五 八三六番一地从先まで		後	三〇・〇 七・九	二、〇五七・五
県道 武雄伊万里線		武雄市武雄町大字富岡字寺ノ内 一〇九八三番七地从先から 武雄市武雄町大字富岡字明音谷 一〇〇八九番一地从先まで		前	五二・八 四・一 二七・〇 一六・〇	二、六七九・一 四〇九・八
県道 武雄温泉線		武雄市武雄町大字武雄字柄崎七 四一二番二地从先から 武雄市武雄町大字富岡字サキ田 七八一五番四地从先まで		前	一三・八 六・九	一三一・七
県道 中野武雄線		武雄市武雄町大字富岡字山下一 一五二二番四地从先から 武雄市武雄町大字富岡字西浦八 三七九番一地从先まで		前	二〇・八 四・七	三四〇・一

●佐賀県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄伊万里線	武雄市武雄町大字昭和二六五番地先から 武雄市武雄町大字富岡字明音谷一〇一五八番一 地先まで	平成二一・三・三一
県道 武雄温泉線	武雄市武雄町大字武雄字柄崎七四二二番二地先か ら 武雄市武雄町大字富岡字サキ田七八一五番四地先 まで	"
県道 中野武雄線	武雄市武雄町大字富岡字山下一一五二二番四地先 から 武雄市武雄町大字武雄字永松五八三六番一 地先 まで	"

●佐賀県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道路の
区
域

変更前
の別
幅員
メートル

延長
メートル

一般国道 二〇七号	鹿島市大字重ノ木字瀬戸口角乙 一四六八番七地先から 鹿島市大字納富分字石木津三九 四七番四地先まで	後	三三・九 八・二	六四三・八
一般国道 四四四号	鹿島市大字重ノ木字瀬戸口角乙 一四六八番七地先から 鹿島市大字納富分字石木津三九 四七番四地先まで	前	一七・〇 八・二	六四三・七
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字藤津甲一三 七番四地先から 鹿島市大字納富分字天神三三三 四番三地先まで	後	三三・九 八・二	五八七・七
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字藤津甲一三 七番四地先から 鹿島市大字納富分字天神三三三 四番三地先まで	前	二七・五 八・二	五八五・〇

●佐賀県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月三十一日から平成二十一年五月一まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字重ノ木字瀬戸口角乙一四六八番七地先 から 鹿島市大字納富分字石木津三九四七番四地先まで	平成二一・三・三三
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字藤津甲一三七番四地先から 鹿島市大字納富分字天神三三四番三地先まで	平成二一・三・三三

◎佐賀県告示第百五十九号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十六日

佐賀県知事 古川 康

表中

薬種商認定試験	"	"	"
---------	---	---	---

を

薬種商認定試験	"	"	"
佐賀県登録販売者試験	"	"	"

を

○ 公 告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成21年3月31日

収支等命令者

佐賀県環境センター所長 溝 上 茂

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称 大気常時監視テレメータシステム
 - (2) 購入物品の数量 一式
 - (3) 購入物品の仕様 入札仕様書による
 - (4) 納入期限 平成22年1月29日（金）
 - (5) 納入場所 佐賀県環境センターほか県内各地
- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 佐賀県物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (6) 入札仕様書の要件を満たす物品を、期限内に納入できる者であること。
- (7) 当該物品に対して、迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

改定No.

<p>3 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>上記2(5)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要な事項を記入の上持参して提出すること。</p> <p>(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所 郵便番号840 8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952 - 25 - 7194 E-Mail : youdokanzai@pref. saga. lg. jp</p> <p>(2) 申請書様式の入手先 上記(1)の部局又は佐賀県ホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/)</p> <p>4 入札者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を平成21年4月22日(水)までに、下記の申請書提出場所へ提出してください。提出された資料を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とします。なお、審査の結果は、文書で通知します。</p> <p>入札参加申請書の提出場所(持参又は郵送) 〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119-1 佐賀県環境センター 大気・水質課 電話 0952-30-1616</p> <p>5 入札日時及び入札場所等</p> <p>(1) 入札仕様書の交付方法 平成21年4月1日から平成21年4月22日までの期間、佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記4の場所において随時交付する。(土日・休日を除く)</p> <p>(2) 入札書の提出場所及び期限 以下の場所に入札者が直接持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、5月14日(木)14時必着とする。 場所：〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119-1 佐賀県環境セン</p>	<p>ター</p> <p>(3) 開札の日時及び場所 平成21年5月14日(木)14時 佐賀県環境センター会議室</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。 イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は、無効とする。 ア 参加する資格のない者 イ 当該入札について不正行為を行なった者 ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 エ 一人で二以上の入札をした者 オ 代理人でその資格のない者 カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(4) 入札の中止 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。 ア 入札参加者が連合し、又は不徳の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。 イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。</p>
---	---

(5) 契約書作成の要否 要
 (6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの手定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は入札仕様書による

(8) 問い合わせ先

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119 - 1

佐賀県環境センター 大気・水質課

電話 0952-30-1616

7 Summary

(1) The Nature and quantity of the products : Telemeter system for air quality surveillance , 1set

(2) Decline for delivery : January 29 , 2009

(3) Time-limits set for the submission of tender : 14 : 00 , May 14 , 2009

(4) Contact details : Atmospheric and Water Division , Saga Prefectural Environmental Reseach

Center , 119- 1 Yaemizo Nabeshimacho Saga city , Saga 849-0932 JAPAN

Tel . 0952-30-1616

鹿島市大字山浦甲1564番地2 鹿島市土地改良区理事長 中島 武満から認可申請の鹿島市土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成21年5月13日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地）に提出してください。

平成21年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

鹿島市土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年4月1日から平成21年4月28日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項の規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織

及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八一三人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、七七三人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五三、八一三人

唐津市・東松浦郡 三七、〇四四人

鳥栖市 一七、五〇一人

多久市 六、〇九〇人

伊万里市 一五、五九七人

武雄市 一三、七八〇人

鹿島市・藤津郡 一一、三〇七人

小城市 一二、一九六人

嬉野市 七、八四〇人
 神崎市・神埼郡 一三、二二一人
 佐賀郡 九、三六〇人
 三養基郡 一四、六八一人
 西松浦郡 五、八三五人
 杵島郡 一一、九四一人

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもをを除く）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した旨、みやき町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

施設の名	施設の所在地
江口集会所	三養基郡みやき町大字江口二二九四番地一
勤労者憩の家	三養基郡みやき町大字江口二四八六番地二

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社